

明治期におけるわが国商権回復過程の分析

立 脇 和 夫

目 次

はじめに

I. 開港と外国貿易

II. 居留地貿易から直貿易へ

III. 本邦商人の海外進出

IV. 貿易代金の決済方法

V. 横浜正金銀行

むすび

はじめに

安政6年(1859年)の開港以来、長い間わが国の貿易はすべて開港場の外国商人の手によって行なわれ、また対外決済(外国為替)業務は外国銀行によって独占されていたが、明治10年代に入って漸次本邦商人が参入することとなる。

本稿は、開港当初、外国商人の独占していた外国貿易がいつごろから本邦商人に侵食され、また、外国銀行の独占していた外国為替業務がいつごろから本邦銀行によって代位されていったかの過程を解明しようとするものである。

I. 開港と外国貿易

安政6年(1859年)の開港後、明治維新迄(1859~67年)の外国貿易の伸びは意外に低く、年平均29.3%にとどまっていた。これは、わが国の貨幣制度の混乱もさることながら、輸出による国内物資の欠乏が物価上昇につながることを懸念した幕府が貿易に消極的であったことによるところが大きい。それでも欧米諸国は生糸や茶を盛んに買付けたので、幕末期の貿易収支は黒字(輸出超過)を続けた。

ところが、明治維新後は、繊維製品や機械類の輸入増加によって、貿易収支は赤字(輸入超過)に転じた。しかも、外交使節や海外留学生の派遣、外債元利金の支払い或は在外公館の設置に伴う外貨需要等をまかなうため、新政府は外貨獲得に力を入れることとなり、直輸出を奨励するに至った。この結果、輸出も増加し、貿易規模は着実に拡大した(年平均伸び率は、明治元~15年11.1%,明治16~30年13.7%,明治31~44年9.0%)。しかし、明治初期に赤字だった貿易収支は、明治中期には輸出の伸長によって黒字に転じたものの、明治後期には経済活動の拡大に伴う輸入需要の増大により再び赤字に陥ったのである(第1表参照)。

次に、貿易相手国及び貿易品目についてみよう。開港後の貿易拡大は、英国をはじめとする欧州諸国との貿易を中心に推進された。わが国の輸出入相手国は、幕末期においては、輸出入とも英国が第1位を占めており、他の欧米諸国がこれに続いていた。明治期に入っても、輸入面では、英国が引き続き首位を占めていたが、第2位には欧米諸国に代わって中国が浮上してくるのが注目される。その一因は香港経由の輸入が増加したことにある。

一方、輸出相手国では、明治初期こそ英国が首位にあったが、明治12年(1879年)以降首位を米国に明け渡してしまう。米国に続くのは中国、フランスであり、英国は第4位へと下降するのである。こうした変化は、当時の2大

第1表 明治期の外国貿易

年次	物 品		合 計	輸入超過 (赤字)	輸出超過 (黒字)
	輸 出	輸 入			
	円	円	円	円	円
明治 1 (1868)	15,553,473	10,693,072	26,246,545	4,860,401
2 (1869)	12,908,978	20,783,633	33,692,611	7,874,655
3 (1870)	14,540,013	33,741,637	48,284,650	19,198,624
4 (1871)	17,968,609	21,916,728	39,885,337	3,948,119
5 (1872)	17,026,647	26,174,815	43,201,462	9,148,168
6 (1873)	21,635,441	28,107,390	49,742,831	6,471,949
7 (1874)	19,317,306	23,461,814	42,779,120	4,144,508
8 (1875)	18,611,111	29,975,628	48,586,739	11,364,517
9 (1876)	27,711,528	23,964,679	51,676,207	3,746,849
10 (1877)	23,348,522	27,420,903	50,769,425	4,072,381
11 (1878)	25,988,140	32,874,834	58,862,974	6,886,694
12 (1879)	28,175,770	32,953,002	61,128,772	4,777,232
13 (1880)	28,395,387	36,626,601	65,021,988	8,231,214
14 (1881)	31,058,888	31,191,246	62,250,134	132,258
15 (1882)	37,721,751	29,446,594	67,168,345	8,275,157
16 (1883)	36,268,020	28,444,842	64,712,862	7,823,178
17 (1884)	33,871,466	29,672,647	63,544,113	4,198,819
18 (1885)	37,146,691	29,356,968	66,503,659	7,789,723
19 (1886)	48,876,313	32,168,432	81,044,745	16,707,881
20 (1887)	52,407,681	44,304,252	96,711,933	8,103,429
21 (1888)	65,705,510	65,455,234	131,160,744	250,276
22 (1889)	70,060,706	66,103,767	136,164,473	3,956,939
23 (1890)	56,603,506	31,728,581	138,332,087	25,125,075
24 (1891)	79,527,272	62,927,268	142,454,540	16,600,004
25 (1892)	91,102,754	71,326,080	162,428,834	19,776,674
26 (1893)	89,712,865	88,257,172	177,970,037	1,455,693
27 (1894)	113,246,086	117,481,955	230,728,041	4,235,869
28 (1895)	136,112,178	129,260,578	265,372,756	6,851,600
29 (1896)	117,842,761	171,674,474	289,517,235	53,831,713
30 (1897)	163,135,077	219,300,772	382,435,849	56,165,695
31 (1898)	165,753,753	277,502,157	443,255,910	111,748,404
32 (1899)	214,929,894	220,401,926	435,331,820	5,472,032
33 (1900)	204,429,994	287,261,846	491,691,840	82,831,852
34 (1901)	252,349,543	255,816,645	508,166,188	3,467,102
35 (1902)	258,303,065	271,731,259	530,034,324	13,428,194
36 (1903)	289,502,442	317,135,518	606,637,960	27,633,076
37 (1904)	319,260,896	371,360,738	690,621,634	52,099,842
38 (1905)	321,533,610	488,538,017	810,071,627	167,004,407
39 (1906)	423,754,892	418,784,108	842,539,000	4,970,784
40 (1907)	432,412,873	494,467,346	926,880,219	62,054,473
41 (1908)	378,245,673	436,257,462	814,503,135	58,011,789
42 (1909)	413,112,511	394,198,843	807,311,354	18,913,668
43 (1910)	458,428,996	464,233,808	922,662,804	5,804,812
44 (1911)	447,433,888	513,805,705	961,239,593	66,371,817
大正 1 (1912)	526,981,842	618,992,277	1,145,974,119	92,010,435
2 (1913)	632,460,213	729,431,644	1,361,891,857	96,971,431
3 (1914)	591,101,461	595,735,725	1,186,837,186	4,634,264
4 (1915)	708,306,997	532,449,938	1,240,756,935	175,857,059
5 (1916)	1,127,468,118	756,427,910	1,883,896,028	371,040,208
6 (1917)	1,603,005,048	1,035,811,107	2,638,816,155	567,193,941

(出典) 東洋経済新報社「大日本外国貿易五十六年対照表」大正14年

輸出品目である生糸類（生糸、蚕種紙、屑糸など）及び茶の輸出先の変化によるところが大きい⁽¹⁾。

生糸は開港以来、つねに輸出品の筆頭にあり、しかも輸出額は増加の一途をたどったが、当初の生糸輸出はロンドン生糸市場向けのものが過半を占めていた。その後ロンドンが欧州生糸市場の中心的地位から後退するにつれて、英国向け生糸輸出が減少し、代わってフランスへの輸出が増大する。これはフランス国内需要と結びついたりヨン市場が発展してきたためである。ところが、明治10年代に入ると、対米輸出がフランス向け輸出増加を上回る勢いで急増し、明治17年（1884年）には対米輸出がフランス向け輸出を凌駕する。

茶の輸出は開港当初から米国に向けられており、長い間、米国市場が圧倒的シェアを占めていた。さらに南北戦争（1861～65年）後、米国経済の発展につれて絹織物業の原料としての生糸と大衆嗜好飲料としての茶の需要増大が日米貿易を拡大させたのである。かくて明治12年（1879年）以降、米国は日本の輸出相手国としては首位に立つこととなる。

結局、幕末明治期の日本は、輸入面で英国など欧米諸国の工業製品（綿織物、毛織物、綿布等）の販売市場として機能し、輸出面では生糸などの原料供給基地としての役割を果たしたといえる。

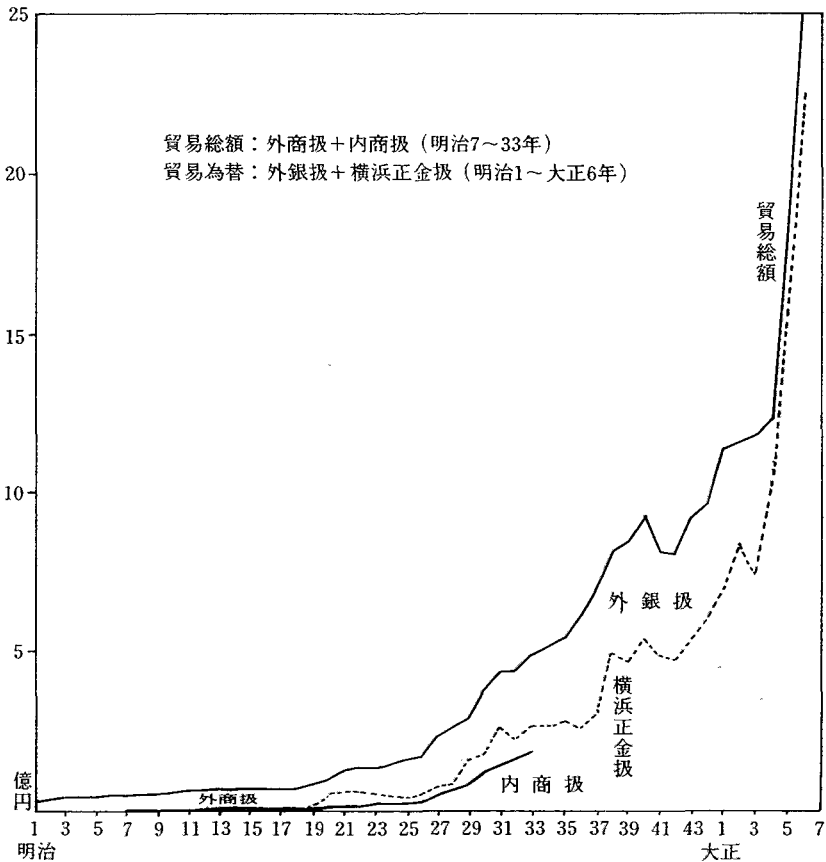
II. 居留地貿易から直貿易へ

幕末の開港以来、わが国の貿易形態は、開港場に設けられた「外国人居留地」（以下、居留地）の外国商人（外商）の手を経て行なわれる「居留地貿易」であり、「間接貿易」であった。安政条約下にあつては外国商人の居住は開港場の居留地に限定されており、又、本邦商人は開港当初貿易のノウハウを持たなかつたので、自然にこうした貿易形態が形成されたのである。

ところが、明治維新後、貿易収支が赤字に転じたこともあり、新政府は輸出促進の一環として、本邦商人の手による直接輸出、即ち「直輸出」を奨励した。

また、一部の悪徳外商に悩まされていた本邦商人も、商権回復への動きを強めてきた。政府の貿易統計（『大日本貿易年表』）も、明治7年（1874年）以降、明治33年（1900年）まで、輸出を「内国商扱（直輸出）」、「外国商扱」及び「船用」に、又輸入を「内国商扱（直輸入）」、「外国商扱」及び「官省用」に分けている（第1図参照）。

第1図 内外商別貿易・為替取扱高



しかしながら、外国商扱と内国商扱との区分の基準は必ずしも明らかではない。一口に直輸出といっても、具体的に輸出のどの段階までを本邦商人が扱うかによって、いくつかのタイプに分類される。茶の輸出に関しては、茶業組合で定めた次のような分類がある⁽²⁾。

1. 貨物ヲ外国市場ニ販売スルハ、内地ハ固ヨリ海外市場ニ於テ、尽ク本邦人ニテ取扱ヒヲナスモノ。
2. 其物品ノ荷造リハ勿論、海外輸出ノ取扱ハ内国人ニテ之ヲナスト雖モ、海外市場ニ於テハ外国商店ニ委託シテ之カ販売ヲナスモノ。
3. 其物品荷造迄ハ内国人之ヲナスト雖モ、輸出ノ取扱及ヒ外国ノ販売方ハ総テ外国商店ニ委託スルモノ。

上のうち、第1は荷造・輸出・外国市場での販売等全過程を本邦商人が取扱うものであり、完全な直輸出である。第2は、外国市場まで運ぶのは本邦商人であるが、外国市場での販売は外国商人に委託するものである。第3の形態は、荷造りのみ本邦商人が行ない、輸出及び外地販売については外国商人に委託するものである。この分類は、どの段階まで本邦商人が行なうかということを経準としたものであるが、基本的共通点は、輸出に伴うリスクを本邦商人が負担しており、外国商人は単に手数料を受取るにすぎない点である。茶の輸出の場合には各種の形態があったが生糸の場合には第1の形態によるものが多かったといわれる。

直輸出の実績をみると、すでに幕末に幕府の実施した試験的なものがあるが、明治期に入って、明治4年(1871年)、新政府が廃藩後収納した旧藩余剰米の販売と、低落した米価の引上げを目的として、政府自ら海外輸出の策を議決し、翌5年1月より6年5月にかけて、米商ウォルシュ・ホール商会(Walsh, Hall & Co.)を介して、香港、ロンドン等へ向けて、約120万石の米穀を直輸出

している。しかし、この米穀輸出は大きな欠損に終わった。

明治8年ごろになると、政府部内で直輸出による市場開拓が検討されるようになった。その背景には、明治初年以降、増加の一途をたどった輸入超過に伴い、とくに明治7、8年に急増した正貨の海外流出と、明治初年に発行した外債の元利金支払問題があった。

政府は、輸出の増大、市場の開拓のため、政府自ら、或いは直轄の貿易商社を通じて、直接海外市場で国産品を販売し、外貨を獲得することが必要と考えた。そこで、明治8年(1875年)11月、大久保利通内務卿と大隈重信大蔵卿は政府直轄の輸出大綱を定め、勸業寮(9年5月勸農局、勸商局に分離)を中心とする生糸・茶の直輸出のための試売・斡旋にのり出すとともに、米穀輸出を再開した。生糸・茶の直輸出については、明治9年きわめて小規模ながら、勸商局の手によって開始され、フィラデルフィア万国博覧会の開催を機に賛同費を支出して民間の出展を奨励し、直輸出を支援した。また、米穀輸出は、明治8年末、大蔵省内で策定した米穀輸出計画に基づいて、9～10年度に、政府保有の買入米を直輸出した。但し、海外市場での販売は横浜の英商ワットソン(E. B. Watson)に委託した。しかし、その結果は再び損失に終わった。国内価格が国際価格を上回っていたからである。

このように政府による直輸出は、所詮「サムライ商法」であり、採算に合うものではなかった。そこで、政府は、折しも民間商人の間に盛り上がってきた直輸出→商権回復運動の支援策に転じることとなる。

民間における直輸出の狙いは、本邦商人が海外市場で直接商品を販売することにより、居留地貿易(産地商人→売込商→外国商人)によって収奪されている不当な利潤を排除することにあつた。それ故、直輸出論は、当時もり上がった「商権回復」運動と軌を一にするものであり、居留地貿易市場における外商の横暴を強調することによって、直輸出の重要性和正当性を主張したのである。

Ⅲ. 本邦商人の海外進出

本邦商人の海外進出は明治初年に始まり、明治14年（1881年）当時、ニューヨークに支店を開設し、日本人を常駐させていた商社は10社、駐在員31名で、主な取扱商品は生糸・雑貨、茶などであった（第2表参照）⁽³⁾。同年には、前年に比べ、生糸・茶の取扱が激増し、新規に開店する商社もふえたため、販売総額は2倍以上に増加し、223万ドル余を記録している。以下、これら商社について概観することとしたい⁽⁴⁾。

佐藤百太郎店（日本商会）

本邦商人の米国進出第1号は佐藤百太郎といわれている。百太郎は順天堂主、佐藤尚中の息子で明治4年（1871年）に渡米し、ボストンで勉学の後、ニューヨークに日本品販売店を開いた。明治8年（1875年）12月一たん帰国したが、翌年3月に再度渡米した。佐藤は富岡製糸場の初期の器械製糸・改良坐繰製糸を扱ったほか、雑貨類や狭山会社出荷の製茶の委託をうけ、また京都府勤業場の茶の販売などに従事したようである。明治9年（1876年）11月には国債寮から、特に許されて荷為替資金払下げをうけ、佐藤百太郎店扱の直輸荷主に対して荷為替金を貸与し、米国での売上金を在ニューヨーク領事へ納付し、その当日の横浜参着払為替相場場で清算し、政府へ返納するという荷為替制度を始めている。これは政府貸下げの荷為替取組資金の嚆矢とみられる。

佐藤百太郎店は明治11年（1878年）末に行き詰まり、翌年1月、個人事業から組合事業に改組し、佐藤組と改称した。しかし、佐藤組になっても業績の回復はならず、数か月後、日本商会に業務が引き継がれる。

三井物産会社

三井物産会社の開業は明治9年（1876年）7月である。三井物産会社は井上馨らによって明治7年に設立された先取会社の跡をうけて創業した。次いで、明治9年11月三井組国産方を合併し、生糸・茶の売込みを行っており、海外

第2表 明治13~14年の本邦商社ニューヨーク支店

社名	在留日本人 社員数	販売額 (13年)			計	販売額 (14年)			計
		生糸	茶	雑貨		生糸	茶	雑貨	
起立工商会社	6	ドル	ドル	ドル	ドル	ドル	ドル	ドル	ドル
貿易商會	3			201,314	201,314			385,154	385,154
日本商會	5	169,088		132,645	...	450,700	28,957	19,085	498,742
同伸會社	2			...	301,733	432,076		120,340	552,416
七宝商會	1			(707俵)			254,793
三井物産會社	3	78,266	12,857	30,459	...	95,118	31,350	60,556	187,024
佐野理八組	2	312,505			312,505	248,957	(4,332箱)		248,957
扶桑商會	2				...	(176俵)			...
森村組	6			98,673	98,673	(332個)		10,000	10,000
田代組	1				...			97,500	97,500
計 (10社)	31	559,859	12,857	463,091	1,035,807	1,481,644	60,307	692,635	2,234,586

(出典) 「横浜市史」 第3巻上 639ページ。

直輸出を始めたのは明治10年のことである。同年6月益田孝社長は大隈大蔵卿に対して海外支店設置に関して請願を行ない、政府補助の許可を請うた。これに対して大隈は会社への直接的な資金貸下げの代わりに、海外荷為替の特権を賦与し、また富岡製糸場製糸の「仏国向一手販売」を委託した。ここでは政府貸下げの資金が海外での売上金により正貨を似って還付される仕組みになっており、この特権は横浜正金銀行（明治13年開業）が設立されるまで続いた。

三井物産はこの海外荷為替をバネに発展し、明治10～13年（1877～80年）に、上海、パリ、香港、ニューヨーク、ロンドン、リヨン、ミラノなどに支店・出張所を開設した。

佐野理八組

佐野理八が生糸直輸出にのり出したのは、やはり明治9年ごろである。佐野はもともと江州の豪商、外村与左衛門の番頭であったが、明治5年（1872年）小野組に入り、明治7年小野組閉鎖ののち、佐野組を創設し、二本松製糸会社の生糸販売に当たった。当初は横浜の外商への売込みが主であったが、明治9年12月、勸商局の保護の下、二本松製糸600英斤を米国へ送り試売したところ好評だったので、明治10年10月以降製造の生糸はすべて米国へ直輸出することとし、同年12月ニューヨーク支店を開設したのである。

同仲会社

同仲会社は、明治13年（1880年）12月、日本商会の生糸営業を譲り受けて開業された。前年11月、横浜で開かれた生糸、繭、茶共進会の後、地方有志が親睦会を開いた折、当時富岡製糸所長であり、共進会の審査掛長をつとめた速水堅曹は直輸出の必要を説き、輸出商社の設立を提唱したが、それを受けて設立されたのが同仲会社である。かくて、初代社長には富岡製糸場を辞した速水がつき、副社長には、ニューヨーク駐在領事だった高木三郎が就任した。開業に当り、ニューヨーク支店について「同仲会社ト佐藤組トノ熟議ヲ以テ佐藤組ハ生糸販売ノ一科ヲ同仲会社ニ譲ルコト」としたのである。

貿易商会

貿易商会の設立も明治13年である。設立発起人は同年に開業した横浜正金銀行（後述）と相通じるものがある。貿易商会は岩崎弥太郎・福沢諭吉の提唱により、大隈重信の賛同をえて、資本金20万円（岩崎が8万円、残余を福沢ら慶応義塾系の人々が出資）で設立された。社長には、慶応出身の早矢仕有的、取締役兼支配人には三菱にいた朝吹英二が就任した。早矢仕は、当時、薬品・書籍等の輸入商、丸屋商店（丸善の前身）⁽⁵⁾の経営者で、横浜正金銀行設立の有力発起人でもあり、その関係で大隈、福沢らと親密な関係にあった。

貿易商会の業務は「直輸出入の媒介」で、直輸荷主の委託をうけ海外へ輸出することを第1とし、これに伴う荷為替を取扱うほか、資本金の4分の1以内で直接輸出商品の買取りを行ない、自らのリスク負担で直輸出を併せ行なうことや、「内国売買の媒介」をも行なっていた。

扶桑商会

扶桑商会は明治14年（1881年）に設立されたが、実際に輸出を行なったのは同年のみである。設立にあたっては子安峻・中山讓治の画策があったとされる。頭取、原田二郎は、横浜第七十四国立銀行（明治11年設立、資本金40万円）の頭取（第2代）でもあった。扶桑商会の資本金は30万円で、資本規模からみれば、諸商社のうちではかなり大きい方であったといえる。

扶桑商会の業務内容をみると、前述の貿易商会などと同様に、直輸出（入）品の委託販売（買付け）および荷為替取扱、横浜における売込み・引取りなどであった。したがって、扶桑商会の得る収入は、①荷為替取組によるプレミアム、②直輸入手数料、③売込み・引取りであった。こうして扶桑商会は発足したが、明治14年に生糸164俵の輸出を扱っただけで、その後は殆ど活動していない。

その他の商社

第2表には、上述のほか起立工商会社、七宝商会、森村組、田代組4社の名

がある。このうち、森村組は佐藤百太郎が明治9年3月に再度渡米した折に、これに同行した森村豊がその後ニューヨークに雑貨店を開いたのが始まりとされている。しかし、他の3社については、十分な史料がなく、詳細は詳らかでない。

このほかの著名な商社としては、イロハ商会、広業商会があげられる。広業商会は北海道の海産物を主に扱い中国への輸出を業務としていたもので、やや異色である。イロハ商会（明治15年創業）は、横浜の生糸・羽二重の売込商、小林吟次郎や貿易商会の佐藤令三らの協力で設立され、明治16年には1,000俵をこえる生糸を扱ったが、17年の取扱高は僅か81俵にとどまり、18年には遂に閉鎖された。

また、第2表はニューヨークに支店をもつ商社に限られているが、米国以外の地へ進出し、貿易を営んでいたものもいくつかある。なかでも、有名なのは大倉組であろう。大倉組の創立は、大倉喜八郎が欧米を一巡して帰国した明治6年（1873年）10月であり、当初資本金15万円であった。そして翌年にロンドン支店を開設している。大倉組の直輸出は茶が主であった。大倉は後に（明治39年）英国資本と合併で日英銀行（Anglo-Japanese Bank）を設立する⁽⁶⁾。

IV. 貿易代金の決済方法

居留地の外国商人と本邦商人（売込商及び引取商）との取引代金の決済通貨は、開港直後は一分銀であったが、後に洋銀（主にメキシコ銀貨）や外国銀行洋銀券に代わり、明治4年から円銀（当初「貿易銀」後「一円銀貨」）がこれに加わることとなる。

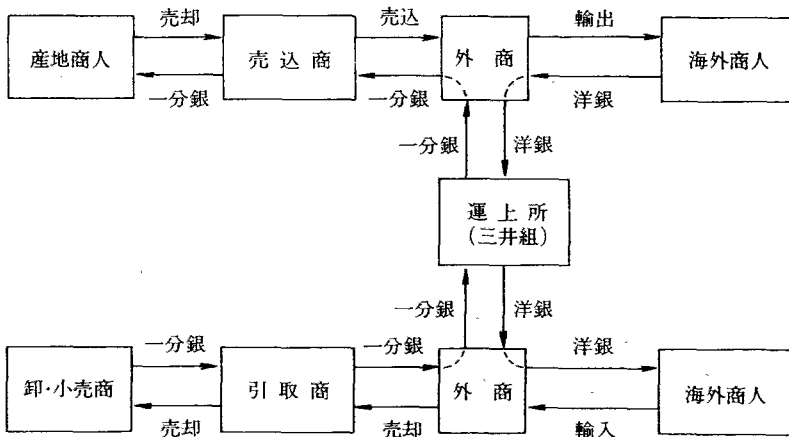
19世紀中葉の東洋における貿易決済には専ら洋銀が用いられていたが、開港直後の本邦商人は、不慣れのためこれを忌避したので、止むなく外国商人は運上所（税関）で洋銀を一分銀と交換（幕府は開港後1年間、安政条約に基づき官営両替を実施。交換比率は洋銀1枚＝一分銀3枚）して売込商への支払いに

あてるとともに、引取商から受け取った一分銀は運上所で洋銀に交換した（第2図参照）。

開港後1年を経て官営両替が廃止される頃には、本邦商人も洋銀に慣れてきたため、外国商人と本邦商人との取引代金決済には洋銀が用いられるようになったが、文久3年（1863年）外国銀行の進出後は、洋銀券が外国銀行によって発行され、洋銀と並んで利用された。しかし、当時外国銀行は、わが国政府の監督下になかったので、本邦商人の不測の損害を防止するため、明治3年（1870年）5月新政府は、横浜為替会社（明治2年7月設立）に独自の洋銀券を発行させた（明治7年7月、横浜第二国立銀行へ継承）。さらに翌4年、政府は、洋銀に対抗する貿易通貨として、円銀を発行し、これを外国商人との決済に使用させることとした（交換比率は洋銀1ドル＝円銀1円）（第3図参照）。

次に、当時の対外決済に目を向けてみよう。開港直後に日本へ進出した外国商人たちは、為替銀行がなかったので、輸出入代金の決済のため、輸出入をバランスさせるか、あるいは外国商人同志で為替を融通するか、さもなくば金銀

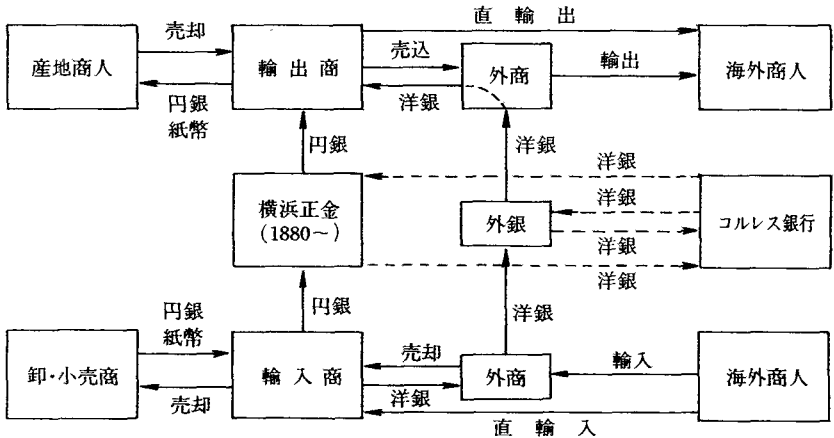
第2図 開港直後期（1859.7～1860.6）の貿易代金決済



貨を現送するしかなかった。しかし文久3年(1863年)に英国系のセントラル・バンク (Central Bank of Western India, 1861年設立, 本店ボンベイ), チャータード・マーカンタイル・バンク (Chartered Mercantile Bank of India, London and China, 1853年設立, 本店ロンドン), コマーシャル・バンク (Commercial Bank of India, 1845年設立, 本店ボンベイ) の3行が横浜に進出した結果, 外国商人の輸出入代金決済は外国銀行によって行なわれることとなる。このため, 開港直後横浜へ進出していた英商ジャーディン・マセソン商会 (Jardine, Matheson & Co.) は, 文久3年春, 早くもセントラル・バンク横浜支店と為替取引を開始したのである⁽⁷⁾。

その後, 元治元年(1864年)にオリエンタル・バンク (Oriental Bank Corporation, 1842年設立, 本店ロンドン), 慶応元年(1865年)バンク・オブ・ヒンダスタン (Bank of Hindustan, China and Japan, Ltd., 1862年設立, 本店ロンドン), 慶応2年(1866年)香港上海銀行 (Hongkong and Shanghai Banking Company, Ltd., 1865年設立, 本店香港), 慶応3年(1867年)コントワール・

第3図 本邦洋銀券・円銀発行後(1870.4~)の貿易代金決済



デスコント (Comptoir d'Escompte de Paris, 1848年設立, 本店パリ), 明治5年 (1872年) ドイツ・バンク (Deutsche Bank A. G., 1870年設立, 本店ベルリン) がそれぞれ横浜支店を開設した。

これら外国銀行は、文久3年 (1863年) 以降, 明治13年 (1880年) 2月に横浜正金銀行が開業するまで, わが国の貿易代金決済はもとより, 貿易外取引さらには資本取引 (外債など) をすべて取り扱っていたのである。したがって, わが国の外国為替の取扱いは, 安政6～文久2年 (1859～62年) 間は外国商人, 文久3～明治12年 (1863～1879) 間は外国銀行が専ら行ない, 明治13年 (1880年) 以降は本邦銀行と外国銀行の両者が行なうこととなる。

なお, 横浜正金銀行開業後, 明治期に日本へ新たに進出した外国銀行は, 1880年代にチャータード銀行 (Chartered Bank of India, Australia and China, 1853年設立, 本店ロンドン), ニュー・オリエンタル銀行 (New Oriental Bank Corporation, Ltd., 1884年設立, 本店ロンドン), コントワール・ナショナル・デスコント (Comptoir National d'Escompte de Paris, 1889年設立, 本店パリ) の3行, 1890年代にナショナル・バンク・オブ・チャイナ (National Bank of China, Ltd., 1891年設立, 本店香港), 露清銀行 (Banque Russo-Chinoise, 1896年設立, 本店サント・ペテルブルク, 1910年露亜銀行と改称) の2行, さらに1900年代にはインターナショナル銀行 (International Banking Corporation, 1901年設立, 本店ニューヨーク), 独亜銀行 (Deutsche Asiatische Bank, 1889年設立, 本店上海), 金門銀行 (1906年設立, 本店サンフランシスコ), 日英銀行 (Anglo-Japanese Bank, 1906年設立, 本店ロンドン), 合盛元銀行 (設立年不詳, 本店中国遼寧省安東), 日米銀行 (設立年不詳, 本店サンフランシスコ) の6行であった。この結果, 日本へ進出した外国銀行の累計は幕末期に7行, 明治期に12行にのぼった。

一方, 本邦銀行のなかで, 外国為替業務を行っていたのは, 明治中期までは横浜正金銀行のみであり, 明治末期に至って台湾銀行 (明治32年設立) や朝

鮮銀行（明治42年設立）が外国為替業務に参入することとなるが、明治期におけるそのシェアはきわめて小さかった。

横浜においては、明治7年以降横浜為替会社を継承した横浜第二国立銀行（明治7年設立、初代頭取原善三郎）、横浜第七十四国立銀行（明治11年設立、初代頭取伏島近蔵）が設立されたほか、東京第一国立銀行（明治6年設立）や私立三井銀行（明治9年設立）が早くから支店を開設していたものの、横浜正金銀行以外の主力邦銀が、本格的に外国為替業務に進出したのは、第1次大戦後のことである。

V. 横浜正金銀行

幕末及び明治初期にあつては、外国商人と本邦商人との売買代金の決済は、主に銀貨（当初一分銀、後に洋銀、洋銀券及び円銀）で行なわれていたため、横浜、神戸など開港場では銀貨の売買が次第に盛んになり、やがてこれが投機売買の対象となり、正常な商取引を阻害するに至った。これに加えて、当時の対外決済（外国為替）業務が外国銀行によって独占されていたため、市場の洋銀供給はこれら外国銀行の掌中にあるばかりか、彼らは洋銀券を発行して、洋銀と並ぶ現金通貨も供給していたのである。

横浜為替会社（後の横浜第二国立銀行）は、前述のように、外国銀行洋銀券に対抗して独自の洋銀券を発行していたが、外国為替業務を扱うことはなかった。その理由は、横浜為替会社が、外国為替業務のノウハウを持っていなかったばかりか、資力も乏しく、また当時本邦商人が未だ直接輸出入を扱っていなかったため、その必要性も乏しかったからである。

こうした情況下、横浜の丸屋商店の経営者早矢仕有的や豊橋の銀行家中村道太（ともに慶応義塾出身）などは、外国商人の横暴を許している「居留地貿易」の現状に憤りを覚え、その対応策に苦慮していた。折から早矢仕らの恩師である福沢諭吉の支援をえ、その紹介により、中村が大隈大蔵卿を訪問する機

会を得た。このとき中村は、「此現状を救済するには、本邦人の手で正銀取引の一大銀行を設立し、正銀の供給運転に便し、努めて内外商人の間に介在して金融の円滑を図り、外国銀行の向うを張って大いに彼らに掣肘を加え、漸次わが商権を回復しなければならない⁽⁸⁾」とする意見を開陳した。幸いにして大隈の賛同をえて、その指導の下に、横浜正金銀行が設立されることとなった。

かくて、中村道太、早矢仕有的など発起人23人は、「国立銀行条例」(明治9年太政官布告第106号)に準拠して、明治12年(1879年)10年31日、骨子次のような「国立銀行設立願」を大蔵卿へ提出した。

- ①国立銀行条例に準拠して設立すること
- ②資本金は300万円とし、うち100万円は発起人で出資し、残りは株主を募集すること
- ③金札引換公債証書を抵当として銀行紙幣を発行したいこと

この願と同時に「銀行名称願」と「引換準備金御貸下願」が提出された⁽⁹⁾。前者は、新設銀行の名称を「国立東海銀行」としたい、というものであり、後者は、240万円を限度とする銀貨手形の発行を認めていただき、その発行高の75%相当の銀貨を必要に応じて、政府から貸下げてほしい、というものであった。大蔵卿は、銀行の名称及び銀貨貸下げ要請は不適當と考え、申請内容の再考を促すため、願を一度却下した。

このため、発起人たちは、願の内容を部分的に改め、設立すべき銀行の名称を「横浜正金銀行」とし、明治12年11月10日、再度「銀行設立願」を大蔵卿へ提出した。これをうけて大蔵卿は、翌11日、「正金銀行設立願」を許可したい旨の上申書を太政官に上呈したのである。

かくて、同年12月11日、正式に開業の許可が横浜正金銀行に与えられた。ただし、紙幣発行は、「予メ難聞置候事」として、認められなかった。

横浜正金銀行設立の主目的は、開港場において金銀貨幣の供給運転を便にし、外国銀行に対抗して輸出入品の取引上、わが国商人の利益を図り、外商に対してわが国商人の地位を引きあげる、という国家的性格の強いものであった。それ故にこそ、発起人たちは、「私立銀行」ではなく、「国立銀行」としての設立を考え、政府の支援をも期待していたものとみられる。しかるに、「国立」の名称使用及び銀貨貸下げが大蔵卿によって拒否され、さらに紙幣発行が太政官によって退けられたのは何故であろうか。この背景には「国立銀行条例」の運用上の制約があった。

明治5年(1872年)に制定された旧「国立銀行条例」(明治5年太政官布告第349号)は国立銀行に兌換義務など厳しい制限を課していた。このため、当初は国立銀行の設立は少数にとどまっていたが、明治9年(1876年)に制限が大幅に緩和されたため国立銀行の設立が急増し、政府は、明治13年11月に認可した京都第百五十三国立銀行を以って国立銀行の免許を打ち止めにした。国立銀行資本金総額が大蔵卿の定めた4000万円を超過するに至ったからである⁽¹⁰⁾。

横浜正金銀行は国家的性格の強いものであったため、政府としてもその設立を認めることに吝かでなかったが、すでに国立銀行の資本金累計額は所定の額に達していた。このため、横浜正金銀行の設立は認可されたものの、紙幣発行権は与えられず、名称も「国立銀行」ではなかった。しかし、政府は横浜正金銀行に対して、資本参加、低利資金供与など、手厚い保護を加えるとともに、明治20年(1887年)に、英国の勅許銀行(chartered bank)にならって「横浜正金銀行条例」(明治20年勅令第29号)を制定し、特殊銀行としての法的性格を明確にした。

また、「正金銀行創立願」が再度提出された折に添付された「銀貨御貸下願」は却下されたので、横浜正金銀行の初代頭取及び副頭取に予定されていた中村道太及び小泉信吉は、株主を代表して、13年1月、大隈大蔵卿へ「横浜正金銀行資本金御差加願」を提出した⁽¹¹⁾。横浜正金銀行は金銀貨幣の運転供給を

通じて外国為替の商権回復を図るという国家的使命を帯びている故、同行の資本金の3分の1に当る100万円を出資してほしい旨願出たのである。この願はその後2月6日にいたって大蔵卿から許可された。ただし、政府の出資を得る以上、横浜正金銀行は政府の任命する管理官によって経営上の監督を受けることとなった。

横浜正金銀行の当初資本金は300万円であったが、業務の伸長に伴い、資金需要が増大してきたため、明治20年（1887年）、明治29年（1896年）、明治32年（1899年）、明治44年（1911年）と倍額増資を重ねた結果、明治44年末の資本金は4800万円に達した。こうした累次にわたる増資の都度、政府は3分の1を引き受けたので明治44年末の政府出資額は1600万円に達した。

政府の資金援助は出資だけではなかった。開業後間もない明治13年10月、政府は政府預金を資金として、「御用外国荷為替（政府保有外貨）」に対する融通を委託した。また、明治20年（1887年）、日本銀行と1か年300万円の低利資金融通協定が成立した。さらに明治22年「御用外国荷為替」取扱の満期に際し、これに代わって日本銀行による外国為替手形再割引限度1000万円（年利2%）の契約を締結した。但し、国内的貸借が外国為替売買に変わったので、出合操作に未経験な横浜正金銀行のリスク回避の苦労は並大抵ではなかった。

正金銀行設立願（明治12年11月10日付）には、外国為替が横浜正金銀行の営業の本旨として掲げられていた訳ではなかった。翌13年1月、政府の御差加金（資本参加）を願い出たときに、その願書に初めて「外国為替之商権ヲモ恢復仕度旨趣ヨリ発起……」の文言が付加されている。そして同年8月為替事務調査のため行員を米国へ派遣し、さらに行員のロンドン派遣を計画するなど、次第に外国為替に対する関心を高め、ついに同年10月、御用外国為替の開始となり、以降ニューヨーク、ロンドン、リヨン、に出張所の開設をみた。さらに、明治16年（1883年）には、最初の定款に定めた営業科目中には単に「為替又ハ荷為替」とあったのを、「内外為替又ハ荷為替」と改め、進んで明治21～22年

ごろ、もっぱら外国為替を主業とする一大為替銀行を志すこととなった。その一環として、明治16年10月から、本邦商人だけでなく、外国商人の輸出荷為替をも取扱うこととしたのである。

横浜正金銀行の外国為替取扱シェアの推移を、次の4期に分けてみることにしよう。

第1期 明治13～22年（1880～89年）

第2期 〃 23～30年（1890～97年）

第3期 〃 31～38年（1898～1905年）

第4期 〃 39～大正2年（1906～13年）

第1期（明治13～22年）は御用為替の時期で、まだ貿易も微々たるものであった（第1図参照）。しかし横浜正金銀行が商権回復に手を染めたばかりの揺籃期にもかかわらず、その末期（明治21、2年ごろ）に横浜正金銀行の輸出入為替のシェアが早くも40%前後を占めるのは驚きである。しかし、第2期（明治23～30年）に入って為替相場変動リスクが横浜正金銀行の負担になると、シェアは30%程度に落ち込んだ。その後、日本経済の離陸期といわれる日清戦争直後の明治29年（1896年）には、貿易の急増につれて、横浜正金銀行のシェ

第3表 主要銀行の外国為替取扱高（明治44年）

銀行名	扱高(対貿易額比%)
横浜正金銀行	432,592,346(45.0)
香港上海銀行	283,164,009(29.5)
チャータード銀行	118,466,257(12.3)
インターナショナル銀行	65,790,510(6.8)
露亜銀行	26,751,804(2.8)
独亜銀行	25,380,822(2.6)
外国銀行小計	519,553,402(54.1)
合計	952,145,748(99.1)

（出典）大蔵省編『明治大正財政史』第17巻，480ページ。

アも50%台へ急上昇をみた。第3期（明治31～38年）に入ってから日露戦争までの8年間における横浜正金銀行のシェアは平均51.5%に上昇した。つづく第4期（明治39～大正2年）すなわち第1次大戦勃発直前までの8年間における横浜正金銀行のシェアは平均59.6%と顕著な伸びがみられる一方、その間の貿易額でも、第3期の倍近い増勢をみたのである（第3表参照）。

なお、その後の10年間（大正3～12年）について補足すれば国際的には第1次大戦の勃発に始まり、国内的には関東大震災に至る10年間であり、横浜正金銀行のシェアは平均75%の高率を占めている。ことに大戦中（大正3～7年）欧州勢力の東南アジア市場における活動中絶を反映して毎年80%以上を保持し、横浜正金銀行70年を通じて最高のシェアを記録した。しかし、その後半期に、横浜正金銀行のシェアが次第に低下したのは、戦時中に他の本邦銀行の海外進出が目覚ましく、いわゆる外国為替6行（横浜正金銀行、台湾銀行、朝鮮銀行、三井銀行、三菱銀行、住友銀行）の新体制ができ上がり、内外為替市場における、これら邦銀との競争が外銀とのそれに加重されたためである。横浜正金銀行以外の5邦銀も、大正年間に、いずれもロンドン、ニューヨーク、上海に進出している。

むすび

開港以来、わが国の貿易は長い間外国商人の手による居留地貿易であり、また対外決済は外国銀行によって独占されていた。

開港当初は、本邦商人や本邦銀行が貿易や外国為替に関するノウハウを持たなかったもので、こうした業務を外商や外銀が独占したのも自然の成行きであった。しかし、明治7～8年（1874～5年）頃から次第に本邦商人による商権回復運動が高まり、これより少し遅れて外国為替業務を取扱う本邦銀行（横浜正金銀行）が設立されたのである。

すなわち、明治7年頃から本邦商人による直輸出がはじまり、明治33年

(1900年)にはわが国の貿易に占める直貿易の割合は38%を占めるに至った。外国為替の取扱いは明治13年の横浜正金銀行の設立に始まり、わが国輸出入為替に占める割合は、明治29年(1896年)に50%をこえ、大正3年(1914年)には60%をこえるに至った。

このような急速な商権回復を実現させた背後には、明治政府の強力なサポートがあった点を見逃してはならない¹²⁾。とくに、外国為替業務を外国銀行から奪取する目的で設立された横浜正金銀行に対して、政府は国立銀行免許の打止め後にも拘らず、その特例として設立許可を与え、資本金の3分の1を出資したほか、日本銀行を通じてさまざまな資金援助を行なった。さらに明治20年(1887年)には、英国の勅許銀行条例にならって「横浜正金銀行条例」を制定し、同行の特殊銀行としての性格を明確にしたのである。

ただ、こうした急速な商権回復が外商や外銀に与えた影響も少なくなく、彼らの不平不満を買うところとなり、後世に問題を残したことも否定できない。

注(1) 海野福寿『明治の貿易』塙書房、昭和42年、17ページ。

(2) 『横浜市史』(第3巻上)、有隣堂、昭和36年、615ページ。

(3) 上掲書、638ページ。

(4) 主として、上掲書の記述による。

(5) 『横浜市史』(第3巻下)には「丸屋商店」とあるが、『横浜正金銀行史』には「丸家商店」とある。

(6) 立脇和夫「戦前期の在日外国銀行」(上)、『早稲田商学』第358号、1994年2月)62ページ。

(7) 立脇和夫『在日外国銀行史』日本経済評論社、1987年、31ページ。

(8) 横浜正金銀行『横浜正金銀行史』(復刻)西田書店、昭和51年(原本、大正9年)、5～6ページ。

(9) 横浜正金銀行、上掲書、付録甲巻、6～7ページ。

(10) 大蔵省『明治貨政考要』下、明治20年、312ページ。

(11) 横浜正金銀行、上掲書、付録甲巻、11ページ。

(12) 権上康男「十九世紀後半におけるバリ割引銀行の海外活動」(下)、『金融経済』176号、1979年6月)118ページ、注4参照。